



お問合せ

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 樹木型納骨施設使用者募集担当
(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎3階)

TEL:075-222-3679 FAX:075-222-4062

●受付時間:午前8時45分～午後5時30分(土・日・祝日を除く。)



保護者のみなさんへ、京都

令和7年8月

京都市印刷物:第071080号

京都市保健福祉局

医療衛生推進室 医療衛生企画課

京都市深草墓園 樹木型納骨施設

使用申込みのしおり

申込方法 郵送申込み 又は、オンライン申込み



お問合せ 京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課
樹木型納骨施設使用者募集担当

TEL:075-222-3679 FAX:075-222-4062



 **京都市**
CITY OF KYOTO

目 次

樹木型納骨施設とは？ ～樹の下で眠るお弔いのかたち～	1
京都市深草墓園 樹木型納骨施設の概要	2
御遺骨の埋蔵方法	3
お申込みについて	4 - 9
使用者募集の概要／使用資格について	
申込方法	
使用料について／記名碑への記名について	
使用資格の証明書類について	
申込みから納骨までの流れ／申込みに伴う注意事項	
施設を御利用いただくに当たって	10 - 11
納骨の手続について／集会室について	
樹木型納骨施設使用者の責務／使用上の注意・制限	
よくある質問	12 - 15
深草墓園の概要／深草墓園の周辺環境／深草墓園への交通アクセス ...	16 - 17
深草墓園樹木型納骨施設使用申込書	

樹木型納骨施設とは? ～樹の下で眠るお弔いのかたち～

樹木型納骨施設とは、しだれ桜や楠といったシンボルツリーと四季折々の花に囲まれて眠る納骨施設です。「樹木葬」と呼ばれることもあり、人が親しみや安らぎを感じる桜や楠などの樹木を墓標とする、コンパクトでシンプルなかたちのお墓です。

承継の必要がないため、御先祖のお墓を将来にわたって引き継いでいけるのか心配されている方にも安心してお使いいただける、永年埋蔵形式のお墓です。

京都市では従来の墓地、納骨堂(深草墓園)に加え、樹木型納骨施設を深草墓園内に整備し、平成31年4月から供用を開始しています。

御遺骨の埋蔵方法は一般的に、個人又は夫婦単位で区画を決めて御遺骨を埋蔵する「個別式」と複数の方の御遺骨を同じ埋蔵施設(カロート)に埋蔵する「合葬式」の2種類があり、京都市の樹木型納骨施設は「合葬式」です。



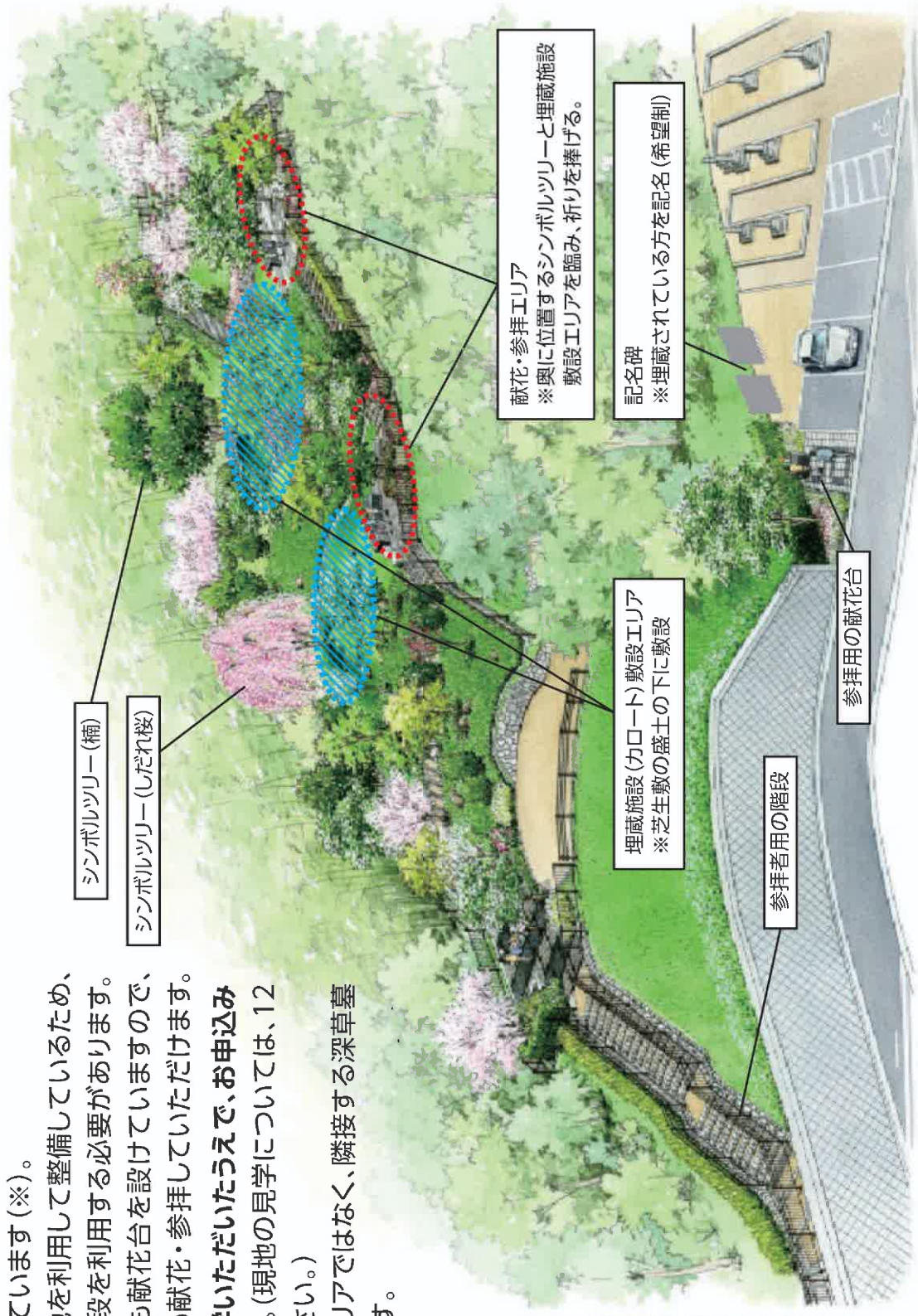
京都市深草墓園 樹木型納骨施設の概要

深草墓園内の丘陵地を利用し整備された樹木型納骨施設は、しだれ桜、楠をシンボルツリーとし、その周囲の芝生エリアに御遺骨の埋蔵施設（カロート）を設けています。芝生周辺には献花台やベンチを設置し、献花・参拝エリアとしています。また、樹木型納骨施設の埋蔵者のお名前を記名できる記名碑を設置しています（※）。

樹木型納骨施設は丘陵地を利用して整備しているため、献花・参拝エリアまでは階段を利用する必要があります。隣接する深草墓地の側にも献花台を設けていますので、階段の利用が難しい場合も献花・参拝していただけます。

事前に現地状況を見学いただいたうえで、お申込みされることをお勧めします。（現地の見学については、12ページQ1-5を御覧ください。）

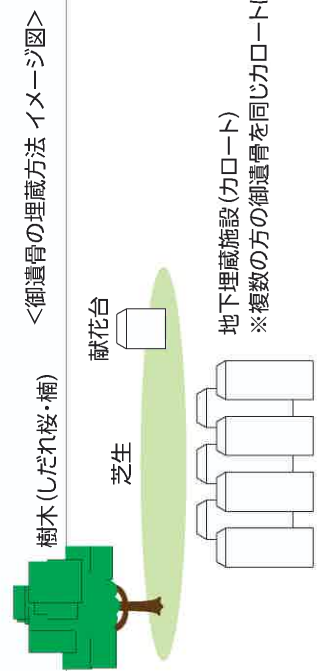
（※）記名碑は献花・参拝エリアではなく、隣接する深草墓地の側に設置しています。





御遺骨の埋蔵方法

しだれ桜、楠それぞれのシンボルツリーの周りに芝生エリアを設け、その下に埋蔵施設(カロート)を複数設置しています。御遺骨はお一人ずつ布の袋に納め、複数の方の御遺骨を同じ埋蔵施設に埋蔵します(合葬式)。



地下埋蔵施設(カロート)
※複数の方の御遺骨を同じカロートにお納めします。

お申込みについて

使用者募集の概要

樹木型納骨施設の使用者は、年度当たり 600 体を上限に募集します。それぞれお申込みいただける要件（使用資格）がありますので、内容をよく御確認のうえ、お申込みください。申込みが 600 体に達した場合は、当該年度の募集を終了します。

申込区分	募集数（年度当たり）
①遺骨申込み お持ちの御遺骨を樹木型納骨施設に収める区分	合計 600 体
②生前申込み 自身の生前申込みを行う区分	
③遺骨・生前申込み 遺骨申込みと生前申込みを同時に行う区分	

使用資格について



本人 = 申込者



= 存命の埋蔵予定者



遺骨 = 申し込む御遺骨

①遺骨申込み

遺骨申込みに当たっては、以下の 1、2 を満たしていることが必要です。

1. 申込者又は御遺骨の方が、京都市民又は元京都市民であること
2. 申込者が、御遺骨の方の祭祀主宰者であること

※祭祀主宰者：御遺骨の方の死亡届を提出された方、葬儀の喪主・法事の施主を務めた方など、今後も御遺骨を管理していく立場にある方

〈申込例〉

1 体での申込み



複数体の申込み



②生前申込み

生前申込みに当たっては、以下の1、2（複数人での申込みの場合は1から4）を満たしていることが必要です。

1. 申込者が京都市民又は元京都市民であること

2. 申込者が自身の生前申込みを行うこと

【以下、複数人での申込みの場合】

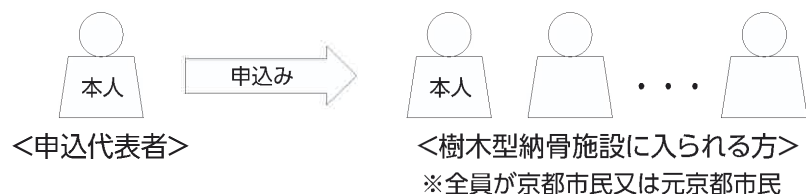
3. 申込代表者以外の埋蔵予定者（自身と同時に申し込む樹木型納骨施設利用予定者）も京都市民又は元京都市民であること

4. 申込代表者以外の埋蔵予定者が自身の生前申込みを行う意思があること

〈申込例〉 自分一人の申込み

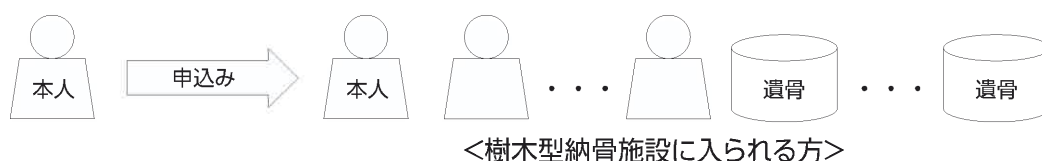
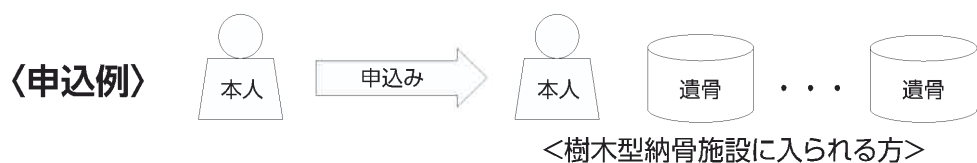


複数人の申込み



③遺骨・生前申込み

遺骨・生前申込みに当たっては、①遺骨申込み、②生前申込みの要件をすべて満たしていることが必要です。



申込方法

〈郵送の場合〉

申込みは、「深草墓園樹木型納骨施設使用申込書」（巻末）に必要事項を記入し、必要書類（8ページを御覧ください。）を添付のうえ、以下申込先まで郵送してください。

※提出いただいた書類はお返しいたしません。

（申込先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎3階

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 樹木型納骨施設使用者募集担当

〈オンラインの場合〉

以下のページから申込みください。必要書類は、写真やPDF データで添付をお願いします。



<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000341044.html>

オンライン手続の場合は、クレジットカードでの支払いが可能です。

※ 申込件数が募集数に到達した場合は、到達日をもって当該年度の募集を終了します。

※ マイナンバーカードの電子証明を活用する場合、一部の書類の提出を省略できる場合があります。

使用料について

使用料の区分は市内料金、市外料金の2種類です。

■市内料金:180,000円(1体当たり)

■市外料金:360,000円(1体当たり)

適用される料金区分については、以下の各申込み区分を御覧ください。

①遺骨申込み

		御遺骨の方（死亡時）		
		京都市民	元京都市民	その他
申込者	京都市民	市内料金	市内料金	市内料金
	元京都市民	市内料金	市外料金	市外料金
	その他	市内料金	市外料金	申込み不可

※御遺骨ごとに適用

②生前申込み

		本人	2人目以降		
			京都市民	元京都市民	その他
申込者	京都市民	市内料金	市内料金	市外料金	申込み不可
	元京都市民	市外料金	市内料金	市外料金	申込み不可

③遺骨・生前申込み

①遺骨申込み、②生前申込みを参照してください。

記名碑への記名について

希望により、記名碑に埋蔵(予定)者のお名前を記名します。使用許可後に、納骨時など任意の時期に管理事務所でお申込みください。申込み後のキャンセルや返金はありませんので、御注意ください。

■記名料:20,000円(1体当たり) ※管理事務所でお申込時に現金で支払

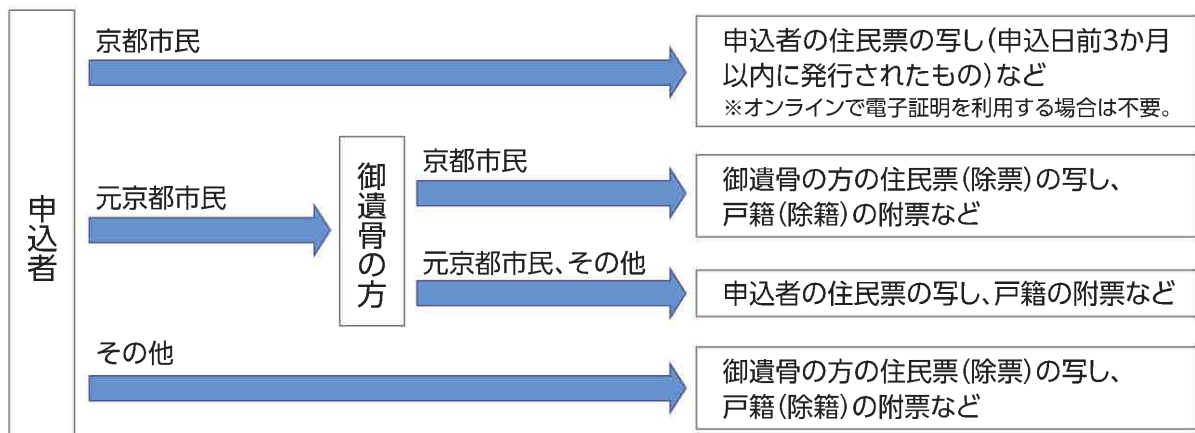
使用資格の証明書類について

申込書に添付する証明書類については、以下の各申込み区分の説明を御確認ください。
なお、証明書類はすべてコピーで構いません。

① 遺骨申込み

1. 申込者の住所又は御遺骨の方の死亡時の住所が確認できる書類

申込者の現在の住所等により、必要書類が異なります。いずれか一つを御提出ください。



※いずれも、京都市に住所がある(あった)ことが確認できるもの。

2. 申込者が御遺骨の方の祭祀主宰者であることが確認できる書類

次のうちいずれか一つ

- ① 申込者と御遺骨の方の関係が確認できる戸籍謄本
- ② 申込者名義の火葬許可証のコピーや葬儀・法事の領収書、会葬礼状
- ③ 御遺骨が他の霊園や納骨堂に納骨されている場合、申込者がその納骨者となっていることが確認できる書類(使用許可書、納骨許可書)など

② 生前申込み

1. 埋蔵予定者(申込者及び複数申込み時の2人目以降の方)の住所が確認できる書類

埋蔵予定者について、次の①、②のいずれか一つを御提出ください。

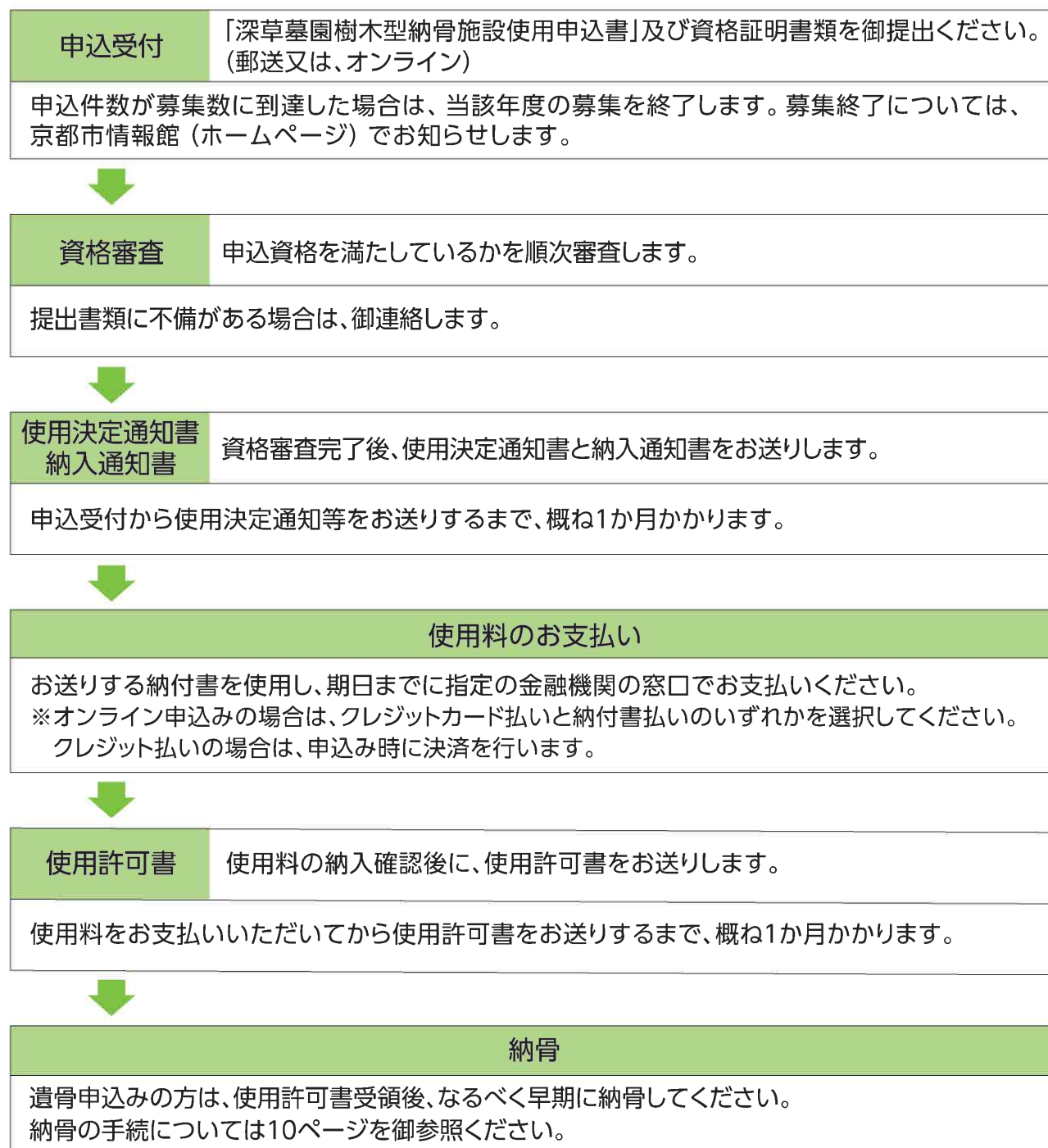
複数での申込みの場合は全員分御提出ください。

- ① 埋蔵予定者が京都市民 ⇒ 住民票の写し(申込日前3か月以内に発行されたもの)など
※オンラインで電子証明を利用する場合は、不要
- ② 埋蔵予定者が元京都市民 ⇒ 京都市に住んでいたことがわかる住民票の写し、戸籍の附票、公共料金の通知等の写しのうち一つ

③ 遺骨・生前申込み

① 遺骨申込み、② 生前申込みの必要書類を参照してください。

申込みから納骨までの流れ



申込みに伴う注意事項

1. 申込み後は、申込区分や御遺骨(生前申込みの場合は埋蔵予定者)、申請者を変更することはできません。(詳しくは13ページQ2-3を御参照ください。)
2. 記載漏れや重複申込み等、誤った申込みをされた場合は速やかに御連絡ください。
3. 一度お支払いいただいた使用料は、お返しすることはできません。

納骨の手続について

使用許可書の交付を受けた方は、樹木型納骨施設への納骨ができます。納骨の際は、深草墓園管理事務所(075-641-3559)までお越しください。

<受付日時>

土日祝を含む毎日 午前8時30分から午後4時30分まで
ただし、1月1日から3日までは除く。

<お持ちいただくもの>

- ・御遺骨
- ・樹木型納骨施設の使用許可書
- ・火葬許可証又は改葬許可証(分骨の場合はそれを証明する書類)の原本

集会室について

深草墓園では、宗教宗派を問わず、故人とのお別れの儀式(簡易な法事等)ができる集会室を設けています。集会室においては、祭壇を東に配置し、御遺骨の埋蔵場所である樹木型納骨施設に向かってお参りができます。

2か月前からの予約制で、利用料金は1時間当たり1,000円です。納骨と同時に集会室を利用される方については、1時間まで無料で御利用いただけます。



樹木型納骨施設使用者の責務

樹木型納骨施設の使用者は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「京都市深草墓園条例」等の各関係法令を遵守し、適正に使用しなければなりません。

＜使用者に係る京都市深草墓園条例等の主な規定＞

- 1 樹木型納骨施設を使用する権利（以下「使用権」という。）は、使用者の死亡により承継される場合を除き、他の者に譲渡し、利用させることができません（やむを得ない事情により親族又は縁故者に使用権を譲渡することについて、市長の許可を受けたときを除く。）。
- 2 市長は、次に該当するときは、樹木型納骨施設の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができます。
 - (1) 使用の許可を受けた者が、条例等の規定や、これらの規定に基づく市長又は指定管理者の処分に違反したとき。
 - (2) 管理上支障があるとき。

使用上の注意・制限

- 1 樹木型納骨施設は、深草墓園内の丘陵地を利用し整備しています。最大15メートル程度の高低差がありますので、参拝の際には階段を利用する必要があります。
- 2 御遺骨は、他の御遺骨と合葬しますので、他の御遺族の感情を考慮し、埋蔵時の御遺族の立会いは御遠慮いただいています。
- 3 御位牌や故人の記念品などの副葬品の埋蔵はできません。
- 4 埋蔵施設（カロート）敷設エリアを含め、樹木型納骨施設において独自に花や低木を植えることはできません。
- 5 献花台に花以外のものを置くことはできません。
- 6 一度お支払いいただいた使用料はお返しできません。使用許可後に納骨をされない場合や使用許可の取消処分を受けた場合も同様です。

1 施設について

Q1-1 埋蔵されるシンボルツリーの樹種は選べますか。

A1-1 シンボルツリーの樹種は、納骨時に御希望を伺います。カロートを指定することはできません。

Q1-2 埋蔵に立ち会うことはできますか。

A1-2 できません。御遺骨は他の御遺骨と合葬しますので、他の御遺族の感情を考慮し、埋蔵時の御遺族の立会いは御遠慮ください。

Q1-3 記名碑とはどのようなものですか。

A1-3 樹木型納骨施設使用者のお名前を刻む石造りの碑のことです。記名碑への記名は任意です。使用許可書が届いた後であれば、いつでも管理事務所で申込みが可能です。記名料は1体当たり20,000円です。お申込みの際に現金でのお支払いをお願いします。なお、申込みから記名までに2か月程度かかる場合がございますので、御承知ください。

Q1-4 樹木型納骨施設以外に、市営の墓地や納骨堂はありますか。

A1-4 市営墓地が市内8か所に、納骨堂が深草墓園に1か所あります。市営墓地の使用者募集の詳細については京都市情報館（ホームページ）を御覧いただくか、医療衛生企画課（075-222-3433）までお問合せください。

Q1-5 樹木型納骨施設の見学はできますか。

A1-5 深草墓園の開園時間内（開園時間：午前8時～午後5時※土日祝も開園。ただし、受付事務は、午前8時30分～午後4時30分。また、1月1日～3日は参拝のみ可能です。）であれば御自由に見学していただけます。ただし、芝生エリアへの立ち入りは御遠慮ください。

2 募集・申込みについて

Q2-1 申込み後の辞退はできますか。

A2-1 使用決定前であれば辞退は可能ですので、速やかに御連絡ください。使用決定後は、辞退はできませんが、期日までに使用料のお支払いがない場合は、使用許可を取り消します。

Q2-2 使用料の納入後に事情が変わったため、キャンセルしたい。返金をしてもらえますか。

A2-2 すすでにお支払いされた使用料はお返しすることができません。現地の状況を御確認いただき、御親族内でお話し合いをされるなど、十分に御検討いただいたうえでお申込みください。

Q2-3 申込み後に区分や遺骨（生前申込みの場合は埋蔵予定者）、申請者を変更することはできますか。

A2-3 変更はできません。申し込む区分や遺骨、どなたが申請者になれるかについて御親族内でお話し合いをされるなど、十分に御検討いただいたうえでお申し込みください。

Q2-4 「誤記入」や「記載漏れ」等、誤った申込みをしてしまったので、訂正したい。

A2-4 医療衛生企画課（075-222-3679）まで御連絡ください。内容によっては、訂正ができない場合があります。

Q2-5 募集上限はありますか。

A2-5 年度（4月1日～翌年3月31日）当たりの募集上限は、600体です。
申込数が600体に達した場合は、当該年度の募集を終了し、京都市情報館（ホームページ）でお知らせします。

よくある質問

Q2-6 現在、他の墓地や納骨堂に納められている遺骨を樹木型納骨施設に移すことはできますか。

A2-6 可能です。納骨時に改葬許可証を御提出ください。改葬許可の手続につきましては、現在お骨が収められている墓地等がある地域を管轄する保健所にお問合せください。

《お骨が納められている墓地等が京都市内にある場合の問合せ先》

京都市医療衛生センター ※墓地等がある行政区によって、電話番号は異なります。

- 北東部方面担当(北区・上京区・左京区・東山区担当)…… 075-746-7211
- 中部方面担当(中京区・下京区担当)…………… 075-746-7212
- 南東部方面担当(山科区・南区・伏見区担当)…………… 075-746-7213
- 西部方面担当(右京区・西京区担当)…………… 075-746-7214

Q2-7 分骨された遺骨を納骨することはできますか。

A2-7 可能です。納骨時に分骨証明書を御提出ください。分骨証明書の発行につきましては、まだ遺骨をどこにも納めていない場合は、火葬を行った火葬場に、すでに墓地等に納骨されている場合は、その墓地等の管理者にお問合せください。

3 料金について

Q3-1 使用料の減免制度はありますか。

A3-1 ありません。

Q3-2 毎年の管理料といった、使用料以外に支払わなければならない費用はありますか。

A3-2 ありません。ただし、記名碑への記名を希望される場合は、記名申込み時に記名料が必要です。

Q3-3 支払方法はどのようになりますか。

A3-3 《使用料》

・郵送申込みの場合

納付書払いです。書類審査後に納入通知書をお送りしますので、指定の金融機関等の窓口でお支払いください。

・オンライン申込みの場合

納付書払いかクレジット払いのいずれかを選択いただけます。

〔納付書払い〕上記郵送申込みの場合を参照。

〔クレジット払い〕申込み時にクレジットカードで決済してください。

《記名料》

深草墓園管理事務所で記名を申し込む際に、現金でお支払いください。

Q3-4 使用料の分割支払いはできますか。

A3-4 できません。一括払いのみです。

Q3-5 申し込んだ後に転居しました。使用料はいつ時点の住所を基準とし、判断しますか。

A3-5 申込み時点の住所地を基準とします。

深草墓園の概要

京都市深草墓園は伏見区深草の丘陵地に、従来の墓地形式ではなく納骨堂形式の「市民のお墓」として昭和33年7月に開設されました。豊かな自然に満ちあふれたこの安住の地には、多くの先人たちが宗教宗派を問わず合祀されています。また、園内には、満州事変や日露戦争などの戦病没者を合葬した複数の旧陸軍合葬碑も残っています。



深草墓園の周辺環境

深草墓園がある伏見区は桂川、鴨川、宇治川など、京都市域のほとんどの水系が集まる自然豊かな地であり、市民の暮らしにうるおいをもたらしています。また、世界文化遺産にも登録されている醍醐寺や世界中から多くの観光客が訪れる伏見稲荷大社など、京都の歴史文化が息づく様々な施設が点在し、自然環境ともども人々を魅了する地域です。



①十石船 ②醍醐寺 ③伏見桃山城 ④伏見稲荷大社 ⑤寺田屋

深草墓園への交通アクセス

- 京阪電車「龍谷大前深草」駅から徒歩約7分
- JR 奈良線「稲荷」駅から徒歩約8分
- 駐車場 12 台有



京都市深草墓園管理事務所

〒612-0883

京都市伏見区深草石峰寺山町45番地

TEL 075-641-3559 (午前8時～午後5時)

※お車で来園される際は、矢印の経路でお越しください。

深草墓園樹木型納骨施設使用申込書

太枠内は必ず御記入ください。

宛 先	京 都 市 長
提 出 日	年 月 日
申込者氏名	(フリガナ)
申込者住所	〒
電 話 番 号	

<樹木型納骨施設に入られる方について>

1	☐ 京都市民 ☐ 元京都市民 ☐ その他		
	区 分	☐ 遺骨 ☐ 生前	(申込者から みた続柄)
	フリガナ		
	氏 名		

2	☐ 京都市民 ☐ 元京都市民 ☐ その他		
	区 分	☐ 遺骨 ☐ 生前	(申込者から みた続柄)
	フリガナ		
	氏 名		

3人目以降は、裏面に記入してください。

アンケート御協力をお願い (任意)

今後の募集業務の利便性向上のために、アンケートの御協力をお願いします。

なお、回答の有無及び内容が、申込みの審査や使用許可に影響することはありません。また、いただいた回答は匿名扱いとし、今後の運営の参考にのみ用います。

- 1 京都市の樹木型納骨施設を何で知りましたか。(該当箇所に○を付けてください。複数回答可)
友人・知人、市民しんぶん、インターネット、新聞・テレビ、京都市に問い合わせで知った、
その他()
- 2 申込みに当たり、最も重視した点は何ですか。(該当箇所に○を付けてください。複数回答可)
樹木型納骨施設の雰囲気、アクセスの良さ、使用料の金額、市が管理しているから、
その他()
- 3 申込みに当たり、迷われたことがあれば教えてください。
()

<樹木型納骨施設に入られる方について>

3	☐ 京都市民 ☐ 元京都市民 ☐ その他		
	区 分	☐ 遺骨 ☐ 生前	(申込者から みた続柄)
	フリガナ		
	氏 名		

4	☐ 京都市民 ☐ 元京都市民 ☐ その他		
	区 分	☐ 遺骨 ☐ 生前	(申込者から みた続柄)
	フリガナ		
	氏 名		

5	☐ 京都市民 ☐ 元京都市民 ☐ その他		
	区 分	☐ 遺骨 ☐ 生前	(申込者から みた続柄)
	フリガナ		
	氏 名		

6	☐ 京都市民 ☐ 元京都市民 ☐ その他		
	区 分	☐ 遺骨 ☐ 生前	(申込者から みた続柄)
	フリガナ		
	氏 名		

7	☐ 京都市民 ☐ 元京都市民 ☐ その他		
	区 分	☐ 遺骨 ☐ 生前	(申込者から みた続柄)
	フリガナ		
	氏 名		